

北海大陸棚事件と核兵器使用の合法性事件における non liquet

吉井 淳

本報告は non liquet に関する主観性について若干の疑問を提起するものである。

non liquet とは通常、特定の請求が適用可能な法規の欠如により、認められることも退けられることもない裁判所の決定と定義されている。本来のラテン語の意味は不明確という意味であるが、法の欠缺を理由に裁判所が事件の争点について判断できないことを意味するものとして使われる。

国際司法裁判所の勧告的意見、核兵器使用の合法性事件、において裁判所が「核兵器の威嚇または使用が国家の存亡を左右する自衛の極端な状況において、核兵器の使用が合法か違法かを断定することができない」¹と述べて、法の不明瞭を示唆したことから non liquet に関する議論が近年再度注目を集めることとなった。

non liquet をめぐる議論は既に多くの論考があり整理されている。

non liquet を否定する考えは、国家主権論に基づく「禁止されていないものは許容される」という国際法の原則に求めるものや、国際法体系の完全性を前提として、法のアナロジーや当事国が受け入れた場合には衡平と善による判断が可能であることなどが理由とされた。

実証主義の立場からは non liquet は肯定され、十分に先例が確立されていない現状では一般的に non liquet についての国際法規を語ることができない。また、国際法規の完全性は裁判制度それ自体からは確認できず、裁判に立法機能を認めない場合には法の完全性は裁判制度とは切り離されている。肯定する考えは、法の一般原則の法源性による法の欠缺の補充も、法の一般原則は仲裁裁判の歴史の中で特別に認められた場合のみ裁判準則として採用されるものである。また、non liquet 自体は今まで国際裁判所により宣言された例は一件も存在しないことから non liquet 禁止の慣行が成立しているとみる立場もあるがそれも十分な説得力を持っているわけではないというのが主要な考えであるが、これらはすべて国際法規自体に何らかの欠缺や不備が存在することを前提に主張されている。

北海大陸棚事件をめぐる議論

北海大陸棚事件は潜在的な non liquet の事態に直面した事件であるといわれることがある。事件自体は有名な事件であり、大陸棚の境界画定に関する国際法が正面から争われた先駆的事案であった。当時は大陸棚に関する一般的な国際法規は 1958 年の大陸棚条約のみであり、大陸棚の境界に関する二国間条約や資源開発に関する国際条約も多数存在するわけではなかった。従って裁判の主要な争点は 1958 年条約 6 条 2 項が三国間で適用できるか、もし適用できない場合には一般的に大陸棚境界画定に適用される国際法の原則・規則の内容はどのようなもの

かという点であった。

周知のとおり裁判所は条約の適用は否定し²代わりに境界画定に関する国際法の原則・規則を提示したが、その際に前提である国際法上の大陸棚制度の存在を認定している。国際法では未知の概念であった大陸棚を国際法上の制度として既に確立していることを認定した。そのうえで大陸棚における沿岸国の権限の詳細や境界画定規則の詳細が未成熟な段階でも大陸棚制度の本質から本件では境界画定に関する原則を導き出すことができるとしていくつかの考慮すべき要素を具体的に提示した。

そこでは1958年条約の大陸棚の定義である200メートル水深と開発可能性という極めて技術的な基準では一般的な原則を引き出すには十分ではないため、陸地の自然の延長という概念で大陸棚制度を基礎づけそこから衡平な分配というより具体的な原則を引き出すという論理を採用している。

このような論理は同じく *non liquet* の状況に直面したといわれる漁業管轄事件とは本質的に相違する状況である。漁業管轄事件ではすでに海洋法の基本的制度は確立していて、事件では漁業管轄水域の設定が争われていてその範囲がどこまで拡張することが沿岸国に許されるのが国際法上不明確な時期であり、国連海洋法会議で200カイリ排他的経済水域が議論されている時期において、アイスランドの50カイリへの拡張が国際法に違反するか否か、不明瞭な国際法に照らして難しい判断が裁判所に求められていた。

北海大陸棚事件では国際法が未知の分野における紛争について裁判所の判断が合意提訴により求められた。当事国は既に国際法上の大陸棚制度の存在を前提に各々の主張を展開していることから基本的な部分での国際法の存在を検討する必要がなく、裁判所として大陸棚制度に関する国際法を *speedy formation* の一例として確定することが容易であった。

核兵器使用の合法性事件では、核兵器に関する国際文書や国家慣行を詳細に分析したうえで裁判所は、核兵器の使用を許可する国際慣習法も国際条約も存在しない。核兵器の使用を禁止する国際慣習法も国際条約も存在しない。国連憲章に違反する核兵器の使用は違法であるという結論に加えて、国家の存亡にかかわる自衛の究極の状況において核兵器の使用が合法か違法かを明確に判断することはできないという意見を述べている。

このように核兵器使用の合法性事件では裁判所自体がはっきりとした結論を出すことができないということから、*non liquet* の説明として国際法の欠缺のある場合と事件を審理する裁判所が法規則を確定できない場合の二種類の定義が提起されている³。

これは北海大陸棚事件で示された法の確認手続きの恣意性が核兵器使用の合法性事件において明示的に表明されたことを受けていると思われる。ただ、裁判制度の原則として裁判所は既存の法を適用する機関であり、あくまで解釈によって法の適用を確保する機関であり、裁判所が既存の法の認識を間違えるまたは法の認識ができないということは裁判制度として前提とされていない。このことを考えると、裁判所の主観的作用に引きずられた *non liquet* の理解は慎重になされなければならないと思われる。

そうであれば、核兵器使用の合法性に関する勧告的意見も、国際法の現状と裁判所が利用できる事実からという法規の存在に関する言及がなされていても、国家の存亡がかかる自衛の極

端な場合に核兵器の使用が合法か違法かの判断ができないという言明は高度の政治的な性格を有する事案における法的判断の妥当性の問題として理解するのが合理的ではないか。

〈注〉

- 1 Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion, 1. C.J. Reports 1996, p. 226, p.266. “in view of the current state of international law, and of the elements of fact at its disposal, the Court cannot conclude definitively whether the threat or use of nuclear weapons would be lawful or unlawful in an extreme circumstance of self-defence, in which the very survival of a State would be at stake”.
- 2 The legal situation therefore is that the Parties are under no obligation to apply either the 1958 Convention, which is not opposable to the Federal Republic, or the equidistance method as a mandatory rule of customary law, which it is not.
- 3 Ontological non liquet: where there exists no rule of international law on the point.
Epistemological non liquet: the court siesed of the matter cannot determine what the rule is.
(The Max Planck Encyclopedia of Public International Law, vol. VII p.698. 2012.